

浄化槽法施行細則

制 定 昭和 60 年 9 月 30 日規則第 76 号

注 平成 2 年 3 月から改正経過を注記した。

浄化槽法施行細則をここに公布する。

浄化槽法施行細則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号。以下「法」という。)第 2 章、第 3 章及び第 6 章の規定の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則における用語の意義は、法の例による。

(浄化槽の設置計画等の変更命令等)

第 3 条 法第 5 条第 3 項の規定による浄化槽の設置又は変更の計画の変更命令又は廃止命令は、浄化槽設置計画等^{変更}_{廃止}命令書(第 1 号様式)により行うものとする。

2 法第 5 条第 1 項の規定により浄化槽の設置の届出をした者は、当該届出事項に変更(同項に規定する浄化槽の構造又は規模の変更を除く。)を生じたときは、速やかに、以下の事項を市長に届け出なければならない。

(1) 浄化槽設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 浄化槽設置場所

(3) 変更年月日

(4) 変更内容

(5) その他市長が必要と認める事項

3 法第 5 条第 1 項の規定により浄化槽の設置の届出をした者は、浄化槽工事を完了したときは、速やかに、以下の事項を市長に提出しなければならない。

(1) 浄化槽設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 工事施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(3) 浄化槽設備士の氏名

(4) 浄化槽設置場所

(5) 工事完了年月日

(6) その他市長が必要と認める事項

(浄化槽設置後等の水質検査又は定期検査の命令)

第 3 条の 2 法第 7 条の 2 第 3 項又は第 12 条の 2 第 3 項の規定による命令は、浄化槽検査命令書(第 3 号様式の 3)により行うものとする。

第 4 条 削除

2 削除

3 削除

第5条 削除

(維持管理状況の報告等)

第6条 201人槽以上の単独浄化槽及び51人槽以上の合併浄化槽の浄化槽管理者は、毎年6月30日までに、前年の4月1日からその年の3月31日までの以下に定める浄化槽の維持管理状況を、市長に報告しなければならない。

- (1) 浄化槽管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 施設名称及び設置場所の住所
- (3) 浄化槽の処理方式及び人槽
- (4) 前年度の法定検査受検日
- (5) 前年度の保守点検日及び水質測定結果
- (6) 前年度の汚泥搬出状況(清掃時期及び汚泥搬出量)
- (7) その他市長が定めること

(改善措置命令等)

第7条 法第12条第2項の規定による改善措置命令又は使用停止命令は、浄化槽改善措置命令書(第9号様式)又は浄化槽使用停止命令書(第10号様式)により行うものとする。

(浄化槽清掃業の許可基準)

第8条 法第35条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可をする場合の基準は、法第36条に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 清掃業許可申請者が横浜市内に住所を有する者(法人にあっては、横浜市内に営業所を有する者)であること。
- (2) 清掃業許可申請者が自ら業務を実施する者であること。

(浄化槽清掃業の許可の申請等)

第9条 法第35条2項の規定による許可の有効期間は、2年とする。

2 法第35条第3項の規定による許可の申請は、浄化槽清掃業許可申請書(第11号様式)により行うものとする。

(浄化槽清掃業の許可証の交付等)

第10条 法第35条第4項の規定による許可の通知は、浄化槽清掃業許可証(第12号様式。以下、「許可証」という。)を交付することにより行うものとする。

2 許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

3 法第35条第4項の規定による浄化槽清掃業不許可通知書(第13号様式)により行うものとする。

(許可証の再交付)

第11条 浄化槽清掃業者は、許可証を亡失し、き損し、又は汚損したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。

2 前項の規定により浄化槽清掃業の許可証の再交付を受けようとする者は、浄化槽清掃業許可証再交付申請書(第14号様式)を市長に提出しなければならない。

(浄化槽清掃業の許可申請事項の変更)

第12条 法第37条の規定により申請書に記載した次のいずれかの事項を変更したときは、変更した日から法第37条に規定する日以内に、その旨を記載した浄化槽清掃業許可申請事項変更届出書を市長に届け出なければならない。

(1) 申請者の住所の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 役員

(3) 事務所の住所

(4) 車庫等の住所

(5) 使用する車両

(6) 洗車設備等

(7) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の届出により許可証の記載事項にも変更があると認められるときは、新たな許可証を申請者に交付するものとする。

(浄化槽清掃業の廃業等の届出)

第13条 法第38条の規定による廃業等をしようとするときは、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(1) 浄化槽清掃業許可番号/許可年月日/指令番号

(2) 廃業理由

(3) 廃業等年月日

(4) その他市長が必要と認める事項

2 浄化槽清掃業者は、その事業の全部又は一部を休止したときは、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(1) 浄化槽清掃業許可番号/許可年月日/指令番号

(2) 営業の区域

(3) 休止期間

(4) 休止部分

(5) 休止理由

(6) その他市長が必要と認める事項

(浄化槽清掃業の許可の取消し等)

第14条 法第41条第2項の規定による許可の取消し又は事業の全部若しくは一部の停

止命令は、浄化槽清掃業許可取消書（第 18 号様式）又は浄化槽清掃業停止命令書（第 19 号様式）により行うものとする。

（許可証の返還）

第 15 条 浄化槽清掃業者は、次のいずれかに該当するときは、速やかに、許可証を市長に返還しなければならない。

- （1）許可の有効期限が満了したとき。
- （2）許可を取り消されたとき。
- （3）浄化槽清掃業を廃止したとき。

2 浄化槽清掃業者は、法第 41 条第 2 項の規定によりその事業の全部の停止を命ぜられた場合は、当該停止の期間、許可証を市長に返還しなければならない。

3 浄化槽清掃業者は、第 15 条第 2 項の規定によりその事業の全部を休止した場合は、当該休止の期間、許可証を市長に返還しなければならない。

（報告書の提出）

第 16 条 浄化槽清掃業者は、毎月 10 日までに、横浜市浄化槽清掃業等業務基準に定める業務報告書を市長に提出しなければならない。また、市長から指示があった場合も、同様とする。

（委任）

第 17 条 この規則の施行に関し必要な事項は、資源循環局長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、昭和 60 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に横浜市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部を改正する規則（昭和 60 年 9 月横浜市規則第 78 号）による改正前の横浜市廃棄物の処理及び清掃に関する規則（以下「旧廃掃規則」という。）の規定によりなされた浄化槽の設置等に係る手続きその他の行為は、別段の定めがない限り、この規則の相当規定によりなされた手続きその他の行為とみなす。

3 この規則の施行前に旧廃掃規則第 8 条第 1 項の規定により交付されたし尿浄化槽清掃業の許可証は、第 10 条第 1 項の規定により交付された浄化槽清掃業の許可証とみなす。

4 この規則の施行の際現に旧廃掃規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上この規則の相当規定による様式書類として使用することができる。

附 則（平成 2 年 3 月規則第 16 号）

この規則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 3 月規則第 41 号） 抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の〔中略〕規定により作成されている様式書類は、この規則の施行の日から 1 年間は、適宜修正の上使用することができる。

附 則（平成 12 年 3 月規則第 17 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の浄化槽法施行細則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（平成 13 年 1 月規則第 1 号） 抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。
（経過措置）
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市市税条例施行規則、横浜市国民健康保険条例施行規則、横浜市老人保健医療事務取扱規則、理容師法施行細則、美容師法施行細則、横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則、浄化槽法施行細則、土地区画整理法第 7 2 条の規定による土地立入測量調査員の身分証票等規則、横浜市都市計画法施行細則及び横浜市営住宅条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（平成 13 年 6 月規則第 70 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の浄化槽法施行細則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（平成 17 年 4 月規則第 70 号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、交付の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の浄化槽法施行細則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の浄化槽法施行細則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の浄化槽法施行細則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

第1号様式 (第3条第1項)

横浜市 指令第 号
年 月 日

浄化槽設置計画等 変更 廃止 命令書

住 所

氏 名 様

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

横浜市長

浄化槽法第5条第3項の規定により、次のとおり浄化槽の設置 変更 計画の 廃止 を命じます。

浄化槽の設置場所	
施 設 番 号	区 号
変更 廃止 を命ずる事項	
変更 廃止 を命ずる理由	

浄化槽検査命令書

住 所
氏 名 様
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

横浜市長

浄化槽法 第7条の2第3項
第12条の2第3項 の規定により、次のとおり浄化槽の検査を命じます。

浄化槽の設置場所	
施 設 番 号	区 号
期 限	年 月 日まで
検査を命ずる理由	
そ の 他	

浄化槽改善措置命令書

住 所
氏 名 様
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

横浜市長

浄化槽法第12条第2項の規定により、次のとおり浄化槽の改善措置を命じます。

浄化槽の設置場所	
施 設 番 号	区 号
期 限	年 月 日まで
改善措置を命ずる理由	
そ の 他	

浄化槽使用停止命令書

住 所
氏 名 様
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

横浜市長

浄化槽法第 12 条第 2 項の規定により、次のとおり浄化槽の使用の停止を命じます。

浄化槽の設置場所	
施 設 番 号	区 号
使用停止期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用停止を命ずる理由	
そ の 他	

浄化槽清掃業許可申請書

年 月 日

横浜市長

住 所

氏 名

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

浄化槽法第 35 条第 1 項の規定により浄化槽清掃業の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

住所及び氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)		
営業所の所在地		
事業の用に供する施設の概要	車両台数	台
	最大積載量の合計	kg

(注意) 次の書類を添付してください。

- 1 (変更後の) 事業計画書
- 2 住民票の写し (法人の場合は、定款又は寄附行為及び登記事項証明書)
- 3 申請者が法第 36 条第 2 号イからヌまでに該当しない旨を記載した書類
- 4 申請者が浄化槽の清掃に関する保有器材、専門的知識、技能及び相当の経験を有している旨を記載した書類
- 5 その他市長が必要と認める書類

浄化槽清掃業許可証

住 所
氏 名 様

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

横浜市長

浄化槽法第 35 条第 1 項の許可を受けた者であることを証する。

- 許可番号
第 号
- 事業の範囲
事業の種類：浄化槽等の清掃
取扱物の種類：浄化槽汚泥等のし尿を含む汚泥、
ディスポーザ排水処理システム汚泥
- 許可の条件
営業の区域：横浜市全域
- 許可年月日等
新規許可年月日 年 月 日
許可更新年月日 年 月 日
許可期限年月日 年 月 日
再交付年月日 年 月 日

浄化槽清掃業不許可通知書

住 所

氏 名 様

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

横浜市長

年 月 日に申請のありました浄化槽清掃業について、次の理由により不許可としましたので、浄化槽法第 35 条第 4 項及び浄化槽法施行細則第 10 条第 3 項の規定により通知します。

不許可とした理由	
----------	--

浄化槽清掃業許可証再交付申請書

年 月 日
許 可 番 号
()

横浜市長

住 所

氏 名

（法人の場合は、名称・代表者の氏名）

亡失
浄化槽清掃業許可証を き損 しましたので、浄化槽法施行細則第11条第
汚損

2項の規定により、次のとおり許可証の再交付を申請します。

許可年月日及び番号

年 月 日 横浜市 指令 第 号

許可番号 第 号

次の書類を添付してください。

き損し、又は汚損した場合にあっては、き損し、又は汚損した許可証

浄化槽清掃業許可取消書

住 所

氏 名 様

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

横浜市長

年 月 日 横浜市 指令第 号で許可しました浄化槽清掃業について、浄化槽法第 41 条第 2 項の規定により、次のとおり許可を取り消します。

許 可 番 号	
取 消 事 項	
取 消 理 由	

第19号様式 (第14条)

横浜市 指令第 号
年 月 日

浄化槽清掃業停止命令書

住 所

氏 名 様

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

横浜市長

年 月 日 横浜市 指令第 号で許可しました浄化槽清掃業について、浄化槽法第41条第2項の規定により、次のとおり事業の停止を命じます。

許 可 番 号	
停止を命ずる事項	
停 止 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
停止を命ずる理由	

横浜市浄化槽清掃業等許可事務取扱要綱

制 定 昭和 47 年 1 月 19 日

最近改正 令和 6 年 月 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、浄化槽法施行細則（昭和 60 年 9 月 30 日 横浜市規則第 76 号。以下、「施行細則」という。）第 8 条に規定する浄化槽清掃業（以下、「浄化槽清掃業」という。）、横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則（平成 5 年 2 月 25 日 横浜市規則第 5 号。以下、「廃掃規則」という。）第 24 条第 1 項に規定する一般廃棄物収集運搬業等（浄化槽汚泥等のし尿を含む汚泥、ディスポーザ排水処理システム汚泥の収集・運搬に限る。以下、「一般廃棄物収集運搬業（浄化槽汚泥等）」という。）及び浄化槽法附則抄第 5 条若しくは第 6 条に規定するし尿浄化槽清掃業の許可基準の細目について必要なものを定めるものとする。

(浄化槽清掃業の許可基準)

第 2 条 浄化槽清掃業の資格者の許可基準は次のとおりとする。

(1) 環境大臣が認定した浄化槽清掃に関する講習会（平成 11 年度以前にあっては厚生大臣が認定した浄化槽清掃に関する講習会）又は公益財団法人日本環境整備教育センターが実施する浄化槽清掃技術者講習会の過程を修了した者であること。

(2) 2 年以上の実務経験を有する者であること。

2 浄化槽清掃業に用いる車両の基準は次のとおりとする。

(1) 浄化槽、し尿を含む地下排水槽（排水ポンプを使って汚水を排出するための建築物の地下階に設ける施設をいう。）及びディスポーザ排水処理システム（以下、「浄化槽等」という。）の清掃に用いる車両は吸上車とする。

(2) 車両表示等の詳細は別紙 1 「浄化槽車両表示仕様書」のとおりとする。

(3) 内容物容量計の目盛りは 50 リットル単位とする。

(4) 車両にはその容量に適した防臭装置を備えること。

(5) 車両は本市域内でのみ使用されるものであること。

(6) 車両を常に整備し、良好で清潔な状態を確保すること。

3 浄化槽清掃業に用いる器材及び設備の基準は、環境省関係浄化槽施行規則第 11 条第 1 項各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。

(1) 別表 1 に定める器材を有すること。

(2) 使用する車両数に適合した車庫を横浜市内に確保し、使用に対する権利を有すること。

(3) 車庫は原則として周囲を塀等で囲い、清潔な状態を保つこと。ただし、特

別の理由があり、かつ、周辺的生活環境に支障を与えないと判断される場合は塀等を設けないことができる。

(4) 放流先に支障のない洗車設備（水栓、油水分離槽等）を有しているか又は洗車設備を有する特定施設（ガソリンスタンド等）と契約していること。

4 浄化槽等の清掃に伴い発生した汚泥の処理基準は次のとおりとする。

(1) 浄化槽等の清掃において、引出した汚泥を適正に処理する体制が整備されていること。

(2) 一般廃棄物収集運搬業（浄化槽汚泥等）の許可を有し、横浜市浄化槽清掃業等業務基準に規定する施設へ搬入すること。

(3) 一般廃棄物収集運搬業（浄化槽汚泥等）に用いる車両及び設備等の基準は、一般廃棄物処理業許可基準等要綱に従うこと。

（浄化槽清掃業並びに一般廃棄物収集運搬業に係る許可申請）

第3条 浄化槽法第35条第1項に規定する浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、施行細則9条の規定に基づく許可申請のほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃掃法」という。）第7条第1項に規定する一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者は、次に掲げる許可申請手続きを行うものとする。

2 一般廃棄物収集運搬業（浄化槽汚泥等）の許可を受けようとする者は、廃掃規則第21条の規定に基づき許可申請を行うこと。

3 現に浄化槽清掃業の許可を受けているものが許可更新申請する場合は、許可期限の60日前までに申請書を提出するものとする。

（許可申請に係る添付書類等）

第4条 施行細則第9条の規定による浄化槽清掃業の許可申請に係る添付書類等は、次のとおりとする。ただし、申請に際して官公庁が交付する書類等は交付日が申請日以前3か月以内のものに限る。

(1) 事業計画書（第1号様式）

(2) 欠格条項に該当しない旨を証する書類（法人の場合は監査役を含む役員及び政令で定める使用人（役員と同等の権限を有するもの）のもの）

ア 誓約書（第2号様式）

許可申請事項の変更に係る提出書類に添付する場合に限り、本誓約書の規定は、一般廃棄物収集運搬業について準用する。この場合において、「浄化槽法第36条第2項イからヌまで」とあるのは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからルまで」と読み替えるものとする。

イ 住民票の写し（本籍の記載があるもの）

ウ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるものではないことを証する書類

(3) 保有器材表（第3号様式）

- (4) 従業員名簿（第4号様式）（浄化槽等清掃業務に従事する従業員）
- (5) 定款又は寄付行為の写し及び登記事項証明書（法人の場合。ただし、登記事項証明書の目的欄に浄化槽清掃に類する業が明記されていること。）
- (6) 浄化槽の清掃に関する専門的知識、技能及び2年以上の実務経験を有していることを証する書類（本市に既に提出したものがあり、当該添付資料から変更がある場合に限る。）
- (7) 浄化槽に係る資格取得状況についての調査票（第5号様式）
- (8) 一般廃棄物処理業許可基準等要綱第6条第1項、第3号、第5号及び第8号イからケまでの書類
- (9) その他資源循環局長が必要と認める書類及び図面

2 浄化槽清掃業と一般廃棄物収集運搬業（浄化槽汚泥等）の許可申請を同時に行う場合、重複する添付書類を省略することができる。

（許可申請事項の変更に係る提出書類等）

第5条 施行細則第12条第1項の規定による許可申請事項の変更に係る提出書類等は、次のとおりとする。ただし、申請に際して官公庁が交付する書類等は交付日が申請日以前3か月以内のものに限る。

(1) 浄化槽清掃業許可申請事項変更届出書（第6号様式）

本浄化槽清掃業許可申請事項変更届出書の規定は、一般廃棄物収集運搬業について準用する。この場合において、「浄化槽法施行細則第12条第2項」とあるのは、「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第23条第1項」及び「横浜市浄化槽清掃業等許可事務取扱要綱第5条第2項」とあるのは、「一般廃棄物処理業許可基準等要綱第8条第1項」と読み替えるものとする。

(2) 申請書の添付書類等に記載した事項を変更したときは、その書類等

3 前項の届出書は、変更があった日から法第37条に規定する日以内に届出なければならない。

（浄化槽清掃業の廃業等に係る提出書類）

第6条 施行細則第13条第1項の規定によるその事業の廃止に係る提出書類等は、次のとおりとする。

(1) 浄化槽清掃業廃業等届出書（第7号様式）

(2) 浄化槽清掃業許可証

(3) 吸上車の抹消登録証明書の写し又は写真等

2 浄化槽清掃業者は、施行細則第13条第2項の規定により、その事業の全部又は一部を休止した日から30日以内に次の書類を提出しなければならない。

(1) 浄化槽清掃業休止届出書（第8号様式）

(2) 浄化槽清掃業許可証

(3) 吸上車の写真等

(申請書受理の基準)

第7条 申請書は次の各号を満たすものでなければ受理しない。

- (1) 記載事項に記入漏れがなく、かつ添付書類が整備されていること。
- (2) 許可申請手数料が納入されていること。

(審査の方法)

第8条 施行細則第8条に規定する許可基準に適合するか否かの審査は申請書に基づく書類審査とし、必要に応じて現地審査を実施する。

(標準処理期間)

第9条 浄化槽清掃業許可申請に対する標準処理期間は60日とする。

(附則)

第10条 資源循環局長は、特に必要と認めるときは、前各条の基準に付加し、又は基準の一部を適用しないことができる。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成13年1月6日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の浄化槽清掃業等許可事務取扱要綱の規定により作成されている様式書類は、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成14年1月18日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の浄化槽清掃業等許可事務取扱要綱の規定により作成されている様式書類は、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の浄化槽清掃業等許可事務取扱要綱の規定により作成されている様式書類は、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の浄化槽清掃業等許可事務取扱要綱の規定により作成されている様式書類は、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

扱要綱の規定により作成されている様式書類は、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の浄化槽清掃業等許可事務取扱要綱の規定により作成されている様式書類は、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 28 年 10 月 17 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の浄化槽清掃業等許可事務取扱要綱の規定により作成されている様式書類は、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の浄化槽清掃業等許可事務取扱要綱の規定により作成されている様式書類は、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年 12 月 14 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の浄化槽清掃業等許可事務取扱要綱の規定により作成されている様式書類は、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 3 年 9 月 30 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の浄化槽清掃業等許可事務取扱要綱の規定により作成されている様式書類は、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の浄化槽清掃業等許可事務取扱要綱の規定により作成されている様式書類は、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

別表 1 (第 2 条第 3 項)

器 材 表

1	スカム厚測定器具
2	汚泥厚測定器具
3	自吸式ポンプ
4	温度計
5	透視度計
6	水素イオン濃度指数測定器具
7	汚泥沈殿試験器具
8	パイプ掃除器具
9	スロット掃除器具
10	ろ床洗浄器具
11	その他浄化槽汚泥の引出し、浄化槽の清掃及び 浄化槽内の汚泥等の調整等に適する器具
12	その他資源循環局長が必要と認める器具

浄化槽車両表示仕様書

1 使用する車両については、その旨の表示を行うものとし、表示方法については、次のとおりとする。

(1) 車体外側の両側ドア部、両側面及び後部の中央部等の見やすい位置に白色の帯を表示すること。ただし、運搬車両の色が白色系統の場合に限り、文字と同じ色の境界線を表示すること。

(2) 帯の幅は大型自動車 25 cm、中・小型自動車 20 cm とし、直接塗装すること。

(3) 帯に表示する内容は、次のとおりとする。

ア ドア部 (2 段書き)

『浄化槽清掃業』

横浜市許可 No. ○○○○』

イ タンク部

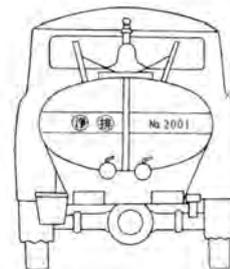
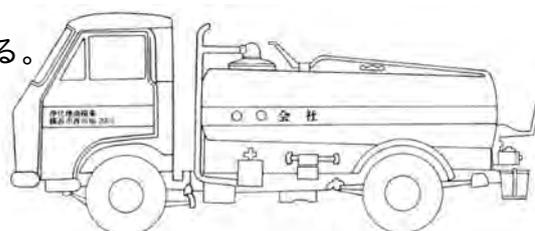
業者名を表示 (例: 『(株) ○○興業』)

ウ 後部

『**浄** **排**』、『No. ○○○○』

エ 字体は丸ゴシックとし、字色は濃紺、左横書きとする。

オ 文字の大きさは、次のとおりとする。



	大型自動車	中・小型自動車	共通
ドア部	縦 9 cm × 横 9 cm	縦 7 cm × 横 6 cm	上下各 2 cm 空ける
タンク部・ 後部	縦 21 cm	縦 14 cm	

注) 許可番号が、車両のナンバープレートと重なるような場合は、

浄 **排** の上部に許可番号を付すことができる。

2 第三者に関する車体利用広告及びこれに類する車両の識別を阻害する表示は禁止とする。

第1号様式（第4条第1項）

事業計画書

汚泥の処理（搬入先等）：

清掃場所	清掃予定浄化槽等基数（基）	清掃予定汚泥量（kL）
鶴見区		
神奈川区		
西区		
中区		
南区		
港南区		
保土ヶ谷区		
旭区		
磯子区		
金沢区		
港北区		
緑区		
青葉区		
都筑区		
戸塚区		
栄区		
泉区		
瀬谷区		
計		
<内訳>	浄化槽汚泥：	
	ビルピット汚泥：	
	ディスポーザ汚泥：	

第2号様式（第4条第1項）

誓 約 書

年 月 日

横 浜 市 長

住 所（所在地） _____

氏 名 _____

（法人にあっては、名称、代表者の氏名）

浄化槽法第36条第2項イからヌまでに該当しないことを確認のうえ誓約します。

役職者氏名（ふりがな）	役職名	住所

（注）役職者には代表者、監査役を含む。

浄化槽に係わる資格取得の状況等についての調査票

- 1 環境大臣・厚生大臣の浄化槽清掃に関する講習会への参加の有無について、次のア・イどちらかに○をしてください。修了証がある場合は、修了証の写しを添付してください。

ア 受講したことがある

氏名	修了証番号	修了年月日

イ 受講したことがない

- 2 浄化槽に関する講習会を受講し、資格（浄化槽管理士・技術管理者等）を有する方がいる場合、修了証書の写しを添付してください。

氏名	資格の種類	修了証番号	修了年月日

浄化槽清掃業許可申請事項変更届出書

年 月 日
許可番号()

横浜市長

住 所

氏 名

（法人の場合は、名称・代表者の氏名）

年 月 日 横浜市 指令第 号で許可を受けました浄化槽清掃業について、次のとおり変更しましたので、浄化槽法施行細則第12条第1項及び横浜市浄化槽清掃業等許可事務取扱要綱第5条の規定により届け出ます。

変 更 内 容	事 項	変 更 前	変 更 後
変 更 年 月 日	年 月 日		
変 更 の 理 由			

次の書類を添付してください。

申請書の添付書類に記載した事項を変更したときは、その書類

浄化槽清掃業廃業等届出書

年 月 日

横浜市長

住 所

氏 名

（法人の場合は、名称・代表者の氏名）

浄化槽清掃業を廃止しましたので、浄化槽法施行細則第13条第1項及び横浜市浄化槽清掃業等許可事務取扱要綱第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

浄化槽清掃業	許可番号：第 号
	許可年月日： 年 月 日
	指令番号：横浜市 指令第 号
廃業理由	1 浄化槽清掃業者が死亡した 2 浄化槽清掃業者（法人）が合併により消滅 3 浄化槽清掃業者（法人）が破産手続開始の決定により解散 4 浄化槽清掃業者（法人）が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散 5 浄化槽清掃業を廃止した
廃業等年月日	年 月 日
その他	

次の書類を添付してください。

1. 許可証（浄化槽清掃業・一般廃棄物収集運搬業）
2. 吸上車の抹消登録証明書の写し又は許可表示を消去した車両の写真等

浄化槽清掃業休止届出書

年 月 日

横浜市長

住 所

氏 名

（法人の場合は、名称・代表者の氏名）

浄化槽清掃業を休止しましたので、浄化槽法施行細則第13条第2項及び横浜市浄化槽清掃業等許可事務取扱要綱第6条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

浄化槽清掃業	許可番号：第 号
	許可年月日： 年 月 日
	指令番号：横浜市 指令第 号
営業の区域	
休止期間	年 月 日から 年 月 日まで
休止部分	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 ()
休止した理由	
その他	

次の書類を添付してください。

1. 許可証（浄化槽清掃業・一般廃棄物収集運搬業）
2. 吸上車の許可表示を消去した車両の写真等

横浜市浄化槽清掃業等業務基準

制 定 昭和47年1月19日

最近改正 令和6年 月 日

浄化槽清掃業許可業者及び一般廃棄物収集運搬業許可業者（浄化槽汚泥等のし尿を含む汚泥の収集運搬に限る。）（以下、「清掃業者等」という。）は、関係法規を遵守するとともに、本市の指導事項に留意して、常に適正な業務を行い、生活環境の保全に努めること。

1 清掃業者等の責務について

清掃業者等は、その業務を自らの責任において適正に執行すること。

2 業務の区域について

業務の区域は本市域内とする。

3 標識の掲示について

清掃業者等は、その営業所ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称その他の環境省関係浄化槽法施行規則（以下、「環境省令」という。）で定める事項を記載した標識（別表1）を掲げなければならない。

4 車両について

清掃業者等は、横浜市浄化槽清掃業等許可事務取扱要綱（以下、「許可事務要綱」という。）に規定する車両を用いること。

5 清掃用の器材について

清掃業者等は、許可事務要綱に規定する器材を保有し、常に整備しておくこと。

6 車両の目的外使用の禁止について

車両は、本市の浄化槽、し尿を含む地下排水槽及びディスポーザ排水処理システム（以下、「浄化槽等」という。）の清掃及びその汚泥の収集運搬業務以外に使用しないこと。

7 浄化槽清掃作業の方法について

清掃作業は、環境省令第3条に基づき行うこと。

8 浄化槽清掃料金について

(1) 浄化槽清掃料金は、清掃業者が定めること。

(2) 浄化槽管理者から浄化槽清掃の依頼があった場合は、見積等による清掃料金を浄化槽管理者へ事前に連絡すること。

9 汚泥の処分について

- (1) 汚泥の搬入場所は、磯子検認所とする。
- (2) 磯子検認所へ汚泥を搬入する際には、浄化槽汚泥等搬入伝票を提出すること。
- (3) 風水害その他によって終末処理計画に支障が生じた場合には、磯子検認所への汚泥の搬入を制限し、又は停止することがある。
- (4) 搬入時間は午前8時45分から午後5時までとし、時間外の搬入は受け付けない。
- (5) 磯子検認所は、毎日曜日及び年末年始等で別に定める日は搬入を休止する。
- (6) 原則、汚泥の積み置きは行わないこと。

ただし、やむを得ず積み置きする場合は、汚水、汚泥、臭気等が飛散、流出及び漏洩することのないよう十分に注意し、速やかに磯子検認所へ搬入すること。

10 帳簿の備え付け等

- (1) 環境省令第14条及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条の5に定めるところによる帳簿を備え、業務の実績に関する事項を記載しなければならない。帳簿の保存期間は5年とする。
- (2) 前項の帳簿として、浄化槽清掃等実績表（第1号様式）を用いることができる。
- (3) 環境省令第5条第2項の規定による浄化槽の清掃について、記録しなければならない。浄化槽清掃の記録を浄化槽管理者に交付し、清掃業者等は同記録を3年間保存すること。
- (4) 前項の記録として、浄化槽汚泥等清掃作業完了票（第2号様式）を用いることができる。

11 業務報告等に関する事務手続

- (1) 浄化槽法施行細則（以下、「施行細則」という。）第16条に規定する報告書は、以下のとおりとする。

- ア 浄化槽清掃等実績表（第1号様式）
- イ 浄化槽清掃業務実績報告書（第4号様式）
- ウ 地下排水槽等清掃業務実績報告書（第5号様式）

- (2) 浄化槽汚泥を種汚泥として処分する場合は、浄化槽汚泥自己処理届（第3号様式）を、作業を行う5日前までに市長に提出すること。

- (3) 提出書類の保存期間

- ア 浄化槽清掃等実績表（第1号様式） 1年
- イ 浄化槽汚泥等搬入伝票 1年
- ウ 浄化槽汚泥自己処理届（第3号様式） 1年
- エ 浄化槽清掃業務実績報告書（第4号様式） 1年
- オ 地下排水槽等清掃業務実績報告書（第5号様式） 1年

12 変更届等の事務手続

- (1) 施行細則第12条の規定による変更の届出に係る提出書類等は、許可事務要綱第5条

のとおりとする。

- (2) 清掃業者等は、一般廃棄物収集運搬業許可申請書又は添付書類の内容に変更を生じた場合には、横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第 23 条の規定に基づき、許可申請事項の変更を届け出なければならない。ただし、前号に規定する届出書を提出する場合に限り、重複する添付資料については省略することができる。

13 その他

- (1) 浄化槽清掃後は、清掃シールを、当該浄化槽のそばの見やすい場所に貼ること。

別表 Ⅰ

浄化槽清掃業の許可	
氏名又は名称	
代表者の氏名	
許可を行った 市長村長名	
許可番号	
許可年月日 (許可期間)	年 月 日(期間)

35 cm 以上

40cm 以上

- 営業所の見やすい場所に貼ること
- 材質はこわれにくいものを使用すること

第2号様式

浄化槽汚泥等清掃作業完了票			
No. _____			
清 掃 年 月 日	年 月 日		
清 掃 汚 泥 の 種 類			
浄化槽汚泥 [腐敗 全ばっ気 分離(旧・新・接触)ばっ気 合併処理]			
ビルピット汚泥 (汚水槽・合併槽)		デイスポーザ汚泥	
業 清 者 掃 名 許 等 可	住 所	担 当 者	
	社 名		
	TEL () -		
	車 両 番 号		
浄化槽管理者又はビル所有者名			
住所又は所在地及び電話番号	TEL () -		
清 掃 汚 泥 量	KL	備 考	
摘 要	<p>1. 環境省関係浄化槽法施行規則の規定により、本票は3年間保存してください。</p> <p>2. 横浜市職員が立ち入り検査を行う際、あるいは県知事指定検査機関の職員が浄化槽法第11条に基づく定期検査を行う際に本票をお見せください。</p>		

浄化槽汚泥自己処理届

年 月 日

横浜市長

許可番号

住 所

氏 名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

次のとおり浄化槽汚泥を種汚泥として自己処理しますので届け出ます。

1 清掃月日	年 月 日 曜日 時頃
2 清掃する浄化槽	設置場所 区 町
	管理者氏名等 TEL ()
	浄化槽の引出汚泥量 m^3
3 自己処理汚泥量	m^3
4 汚泥搬入先	設置場所 区 町
	管理者氏名等 TEL ()
5 車両台数	台
6 延べ台数	台

浄化槽清掃業務実績報告書

年 月 日

横浜市長

住 所

氏 名

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

年 月の業務実績を、浄化槽法施行細則第16条第1項の規定により、
次のとおり報告します。

区 分	清掃した浄化槽数		運 搬 汚 泥 量		保守点検した浄化槽数		備 考
	500人 槽以下	501人 槽以上	500人 槽以下	501人 槽以上	500人 槽以下	501人 槽以上	
鶴見							
神奈川							
西							
中							
南							
港南							
保土ヶ谷							
旭							
磯子							
金沢							
港北							
緑							
青葉							
都筑							
戸塚							
栄							
泉							
瀬谷							
計							

横浜市浄化槽指導基準の一部改正について

以下、改正箇所抜粋

(維持管理編)

第1章 保守点検

8 排水の測定（横浜市生活環境の保全等に関する条例第30条、横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則第37条）

1日当たりの排水量が300 m³以上の事業者は、排水の汚染状態及び量を測定し、その結果を記録し、3年間保管してください。

なお、測定項目及び測定回数は、表-4のとおりです。

表-4 排水の測定項目及び測定回数

測定項目	排水量	測定回数
BOD COD SS pH n-ヘキサン抽出物質 大腸菌数	300 m ³ /日以上	1ヶ月に1回以上

9 排出水の汚染状態の測定（水質汚濁防止法第14条第1項、水質汚濁防止法施行規則第9条）

特定事業場及び指定地域特定事業場の管理者は、排出水の汚染状態を測定し、その結果を「水質測定記録表」に記録し、3年間保管してください。

なお、事業場からの排水の測定項目は、表-5のとおりです。

表-5 排出水の測定項目

測定項目	排水量
pH BOD（海域を除く） COD（海域に限る） SS n-ヘキサン抽出物質 pH 大腸菌数 窒素含有物（東京湾に限る） 燐含有物（東京湾に限る）	50 m ³ /日以上
pH	50 m ³ /日以下